

令和6年度（第5回）大磯町国民健康保険運営協議会

日時 令和7年3月24日(月)

午後7時から午後7時45分まで

場所 大磯町役場本庁舎4階第1会議室

<開会>

<会長あいさつ>

(会長あいさつ省略)

<議事>

(事務局による資料確認)

【議 長】

本日の出席委員は、8名ですが、出席委員が過半数を超えておりますので、大磯町国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、会議は成立しております。

なお、「大磯町審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は原則公開となっております。当協議会についても公開の対象となります。傍聴の方がいらっしゃったら傍聴を許可しますので、事務局は、傍聴人の確認をお願いします。

【事務局】

傍聴人はいません。

【議 長】

本日の議題は、「議題1」「議題2」「その他」となっています。会議を確実に進行させるために各議題の進行時間を予め決めておきます。議題1で約20分、議題2で約10分、その他で約10分と予定していますが、あくまで目安と考えています。十分な審議をしたいと考えていますので、よろしくお願いします。では、「議題1 令和7年度大磯町国民健康保険事業特別会計予算について」の説明を事務局から、お願いします。

<議題1 令和7年度大磯町国民健康保険事業特別会計予算について>

【事務局】

では、資料1を御覧ください。1ページ目には、令和7年度大磯町国民健康保険事業特別会計予算の歳入概要が記されており、2ページ目には、令和7年度大磯町国民健康保険事業特別会計予算の歳出概要が記されています。それでは、3ページを御覧ください。国民健康保険事業特別会計予算の歳入について御説明いたします。なお、予算金額や前年度比が大きい科目について主に御説明いたします。

「款1 国民健康保険税」、予算額6億4,839万1千円、現年度収納率95.6%です。前年度比は、被保険者数の減少により課税対象者数が減っていることから、0.2%の減となります。内訳は、(1)～(3)現年度保険税の増額が約256万2千円、(4)～(6)滞納繰越分の減額が405万円となり、合わせて148万8千円の減になります。現年度保険税増額の主な要因は、税率額の改定や収納率を95.5%から95.6%

へ変更したことにより増額となりました。滞納繰越分については、収納率を 23.8%から 23.0%に下げたことにより減額となりました。

続いて、「款 6 県支出金」、予算額 21 億 2,053 万 8 千円です。前年度比は、6.4%の減となります。県支出金の内訳は、普通交付金が 20 億 6,256 万 5 千円、特別交付金が 5,797 万 3 千円となり、合計で 21 億 2,053 万 8 千円となります。普通交付金は、前年度と比較すると被保険者数の減により約 1 億 3,448 万円の減となっています。特別交付金は、市町村の保険税収納率、特定健康診査の受診率等の実施状況や特別な事情に応じて評価を受け、点数化され交付されるものになります。前年度と比較すると約 949 万円の減となっています。

4 ページを御覧ください。「款 9 繰入金」、予算額 2 億 5,208 万 8 千円です。前年度比は、基金からの繰入金額が減少したこと等により、20.2%の減となります。内訳としては、「項 1 他会計繰入金」が 2 億 3,208 万 8 千円になります。「項 2 基金繰入金」が 2,000 万円となります。前年度と比較すると約 5,200 万円の減となっています。

5 ページ下段を御覧ください。歳入合計につきましては、予算額 30 億 2,500 万円となり、前年度比で、6.5%の減となります。

続いて歳出です。6 ページを御覧ください。

「款 1 総務費」、予算額 4,367 万円です。前年度比は、令和 7 年度は職員の異動等により職員給与が減額したことにより、6.8%の減となります。内訳は、職員給与、国民健康保険運営事務事業、国民健康保険適正化等事業等を支出する「項 1 総務管理費」が 3,922 万 6 千円、国民健康保険の納税通知書等の発行業務等に係る「項 2 徴税費」が 418 万円、国民健康保険運営協議会に係る「項 3 運営協議会費」が 26 万 4 千円となり、合計で 4,367 万円となります。

「款 2 保険給付費」、予算額 20 億 7,261 万 8 千円です。前年度比は、被保険者数が減少し医療給付費が減っていることから、6.2%の減となります。内訳は、被保険者が医療機関等へ通院することで 7～8 割分を保険者である町が負担することになる「項 1 療養諸費」が 18 億 1,398 万 4 千円になります。

7 ページを御覧ください。

被保険者が入院した場合や高額な治療を受けたことにより、自己負担額を超えた場合に生じる「項 2 高額療養費」が 2 億 4,848 万 4 千円、被保険者が亡くなり葬祭を行った者に支給される「項 3 葬祭費」が 250 万円、被保険者が出産したことにより支給される「項 4 出産育児諸費」が 750 万円、被保険者が負傷や疾病などにより、医師の指示により、一時的かつ緊急的に移動する場合に支給される「項 5 移送費」が 10 万円、新型コロナウイルス感染症に感染し労務に服することができない期間を補償する「項 6 傷病手当費」が 5 万円となります。

「款 3 国民健康保険事業費納付金」、予算額 8 億 7,460 万 3 千円です。前年度比は、7.4%の減となります。内訳は、被保険者が医療機関を受診することで発生する医療給付費を神奈川県が国民健康保険団体連合会に支払うため、その費用として必要となる「項 1 医療給付費分」が 5 億 7,622 万 2 千円、後期高齢者医療制度の被保険者が医療機関を受診することで発生する医療給付費を神奈川県が社会保険診療報酬支払基金に支払うため、その費用として必要となる「項 2 後期高齢者支援金等分」が 2 億 1,680 万 5 千円、40～64 歳までの被保険者全てが対象となる介護保険 2 号被保険者分の介護保険料を神奈川県が社会保険診療報酬支払基金に支払うため、その費用として必要となる「項 3 介護納付金分」が 8,157 万 6 千円となり、合計で 8 億 7,460 万 3 千円となります。

8 ページを御覧ください。「款 8 保健事業費」、予算額 2,510 万 9 千円です。前年度比は、3.4%の減と

なります。主な要因は、スポーツ健康課へ保健事業を業務移管したため、保健師、管理栄養士が各業務に従事するため、特定保健指導の委託の件数を減らせたことです。また、集団健診の回数を 13 回から 12 回に 1 回減数したことにより減額したものです。

「款 11 諸支出金」、予算額 671 万 8 千円です。前年度比は、8.9%の増となっています。内訳としては、既に納付を終えている被保険者が年度を遡って所得の更正や資格の異動を行ったことで町に過納付となっている保険税を還付する「項 1 償還金及び還付加算金」が 671 万 7 千円になります。

令和 6 年度の精算により国民健康保険事業特別会計から一般会計へ繰出す「項 2 繰出金」が 1 千円となり、合計で 671 万 8 千円となります。

「款 12 予備費」、予算額 200 万円です。前年度比は、変更ありません。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額の予算額 30 億 2,500 万円となり、前年度比で、6.5%の減となります。

説明は、以上になります。議長よろしく申し上げます。

【議 長】

ただ今の事務局の説明に対し、質問のある方は挙手をお願いします。

【委 員】

特定健診のうち集団健診の回数を 13 回から 12 回に減らしたと説明がありましたが、何か理由があるのですか。

【事務局】

まず特定健診とは、医療機関で行う施設健診と、役場で行う集団健診とがあります。国民健康保険に加入している 40～74 歳の被保険者、また早期介入として 35 歳以上の方を対象としています。集団健診の回数を減らした理由として、一つ目には、国民健康保険の全体被保険者数が減っていること。二つ目には施設健診を実施する医療機関が 8 つから 9 つに増え、加えて湘南大磯病院でも実施するようになったことで、施設健診受診者が増え、集団健診受診者が減少したこと。以上の要因から、集団健診の実施回数を縮小しています。12 回でも、人数的には十分収まる範囲ではあります。

【委 員】

歳入「款 6 県支出金」「項 2 県補助金」「目 2 保険給付費等交付金」、特別交付金備考欄の説明が聞きたいです。

【事務局】

特定健診の受診率が落ちていないかどうか、保険税の収納率が維持できているか、一般会計からの繰入金が増減しているか等の評価観点と、特別な事情（高齢者が多い、現役世代が多いなど）を加味して国で都道府県ごとに按分した金額を、県で市町村に振り分けられます。町としては前述の評価観点において、努力が必要になってきます。

【議 長】

他に、御意見はありませんか。意見が無いようでしたら、次の議題に入らせていただきます。では、「議題 2 令和 7 年度大磯町国民健康保険運営協議会年間計画について」の説明を事務局から、お願いします。

<議題 2 令和 7 年度大磯町国民健康保険運営協議会年間計画について>

【事務局】

では、資料 2 を御覧ください。令和 7 年度大磯町国民健康保険運営協議会年間計画（案）です。

	開催予定時期	予定している議題
第1回	令和7年6月下旬	・令和8年度大磯町国民健康保険税率等の見直しについて（諮問） ・大磯町国民健康保険事業の現状について
第2回	令和7年8月下旬	・令和6年度大磯町国民健康保険事業特別会計決算（案）について
第3回	令和7年11月下旬	・令和8年度大磯町国民健康保険税率等の改定について
第4回	令和7年12月下旬	・令和8年度大磯町国民健康保険税率等の改定について ・令和8年度大磯町国民健康保険税率等の見直しに伴う答申について
第5回	令和8年3月下旬	・令和8年度大磯町国民健康保険事業特別会計予算について ・令和8年度大磯町国民健康保険運営協議会年間計画について

説明は、以上になります。議長よろしくお願いします。

【議 長】

ただ今の事務局の説明に対し、質問のある方は挙手をお願いします。

【議 長】

御意見が無いようでしたら、最後に「4 その他」になります。それでは、「(1) 大磯町国民健康保険税条例について」の説明を事務局から、お願いします。

<その他 (1) 大磯町国民健康保険税条例について>

【事務局】

国民健康保険税条例について報告させていただきます。国民健康保険運営協議会からの答申を受けて、令和7年度の国民健康保険税の賦課税率等について、町として協議を行いました。答申どおりの賦課税率等の改定が必要と判断し、令和7年2月12日に大磯町議会に議案を提出し、同日可決されました。なお、内容につきましては、6月号の広報で、町民の方々に周知させていただく予定になっています。御協力ありがとうございました。

続いて、令和7年度国民健康保険税の課税限度額の見直し及び軽減判定所得の改正予定について、資料3を御覧ください。令和6年度も同様の改正を行いましたが、令和7年度も改正予定となっています。

1 改正概要

令和7年度の税制改正大綱に基づき、地方税制度が改正されることから、国民健康保険税についても、課税限度額及び低所得者の軽減判定所得について基準がそれぞれ見直される予定となっています。

これらについて、現在、国会で審議が行われており、法案が可決された場合、令和7年度からの保険税の課税上限額及び低所得者の軽減判定所得の改正が行われることになります。

2 改正内容

(1) 課税限度額の見直しについて

保険税の課税上限額を見直すことにより、高額所得者に多くの負担をしていただくこととなりますが、中間所得者層の負担緩和を目的とした見直しとなります。

今回改正されるのは、医療給付費分が65万円から66万円に改正され、後期高齢者支援金分が24万円から26万円に改正されます。この改正につきましては、町条例上で、地方税法第703条の4第11項及び第19項で規定された額を適用することとしておりますので、条例改正は行いません。

(2) 軽減判定所得について

軽減対象者が対象外にならないように、5割軽減と2割軽減の基準額を引き上げるものです。

5割軽減対象世帯では、現行29.5万円を30.5万円に引き上げます。2割軽減対象世帯では、現行54.5万円を56万円に引き上げます。大磯町国民健康保険税条例の該当の条項の改正を行います。

説明は以上です。議長よろしく申し上げます。

【議 長】

ただ今の事務局の説明に対し、質問のある方は挙手をお願いします。

【議 長】

御意見が無いようでしたら、本日の予定議題は、これで終了となりますが、全体をとおして質問のある方は、いらっしゃいませんか。

【委 員】

税率改定について、議会で反対する議員もいたと伺っていますが、どのような意見があったか聞かせてください。

【事務局】

2名の方から反対意見がありました。一人目は滞納者については収納率を上げる努力は必要だが、実際に生活する人の目線で考えると税率を上げるのは賛成できないとの意見でした。もう一人の方も、税率が上がることによる負担増を懸念されていました。

また、賛成した議員からも、なぜ負担をしてもらわなければならないのか、という質問は多くいただきました。運営協議会で委員の皆様がしっかり議論を重ねており、生活者の負担についての説明もしながら、複数案の中から決定したものであることを説明し、賛成をいただいたところです。他には、基金の枯渇に対する心配の声も多くありましたが、一般会計からの繰り入れで賄う場合には納税者負担が二重になってしまうことを説明し、今回はなんとか賛成いただいた状態です。

【委 員】

二宮町が今回、AIを活用した結果税率を上げずに済んだという話を聞きました。何か情報は入っていますか。

【事務局】

特別交付金の点数獲得のためにAIを活用して交付金額増を見込んだのか、何らかの計算に活用したの

か、どのように活用されたかは不明です。前回改定で上げ幅が大きかったことも影響している可能性があります。

【委 員】

全国で保険料を統一するような動きはあるのでしょうか。他自治体と比べて高い状態は不満を呼ぶように感じます。

【事務局】

県内での統一の動きはあります。令和 18 年度あたりが目標地点になっていますが、国民健康保険財政状況が厳しいのは全国的に共通なので、加速度的に進む可能性もあります。ただ、統一した場合に負担が大きくなる可能性も考えられ、慎重に議論に参加していきたいと考えています。

大磯町は高齢者単身世帯が多いので、単身世帯の負担が大きくならないように設定されています。

【委 員】

ただ税率を上げているわけではないということがわかるような周知ができたらいいですね。

【議 長】

他に質問が無いようでしたら、事務局から何かありますか。

【事務局】

特にありません。

【議 長】

それでは、本日の審議は、これで終了します。ここで進行を事務局に戻すところではありますが、今年度最後の会議ということですので、各委員の皆さまから 1 年間を通した感想などお伺いしたいと思います。

各委員あいさつ

【事務局】

皆さま、本日はどうもありがとうございました。本日の議事録については、事務局で取りまとめを行いますので、確認作業について、引き続き御協力をお願いします。

今年度は、保険税率等の改定に関する審議の他、国民健康保険制度運営に関し貴重な御意見を頂きありがとうございました。これで、本日のすべての予定を終了します。どうもありがとうございました。

<会議資料>

- ・令和 6 年度第 5 回大磯町国民健康保険運営協議会次第、委員名簿
- ・資料 1 令和 7 年度大磯町国民健康保険事業特別会計予算
- ・資料 2 令和 7 年度大磯町国民健康保険運営協議会年間計画（案）
- ・資料 3 令和 7 年度国民健康保険税の課税限度額の見直し及び軽減判定所得の改正予定について